

**平成 29 年度滋賀県社会福祉審議会条例検討専門分科会
ワーキンググループ①第 2 回目（主な意見）**

1 内容

- (1) 日時 平成 29 年 10 月 26 日（木） 13:30～15:30
- (2) 出席委員 尾上委員、小野委員、垣見委員（座長）、佐野委員、重森委員
- (3) 検討事項 差別の実態把握分析、差別の要因について議論を行う。

2 主な意見

【10/4WG①第 1 回目、10/5WG②、10/25WG③の概要について】

- ・「不均等待遇」は聞きなれない言葉であるという意見が出た一方、差別禁止部会で直接、間接、関連差別の 3 つを不均等待遇とし、それに加えて合理的配慮の不提供を差別と定義している。
- ・地元の人等に「差別とは何か」という話をする際に「不均等待遇」という言葉で説明するのは困難。
- ・「不均等待遇」は、「合理的配慮」という言葉と比べると、配慮は一時的なものであるのに対して、不均等待遇は将来にわたって変えていかないといけないという考えが盛り込まれている。
- ・「不均等待遇」という言葉がでてきたのは直接・関連・間接差別をそれぞれ定義すると、分類するのがややこしいので一つにまとめたという経緯がある。

【労働・雇用分野について】

- ・福祉的就労の形態は違法。理念になるのか、分野別の雇用になるのかわからないが、労働性を担保しないと差別であるということをも明記すべき。

【教育分野について】

- ・教育について統合性の高い、共に学びあうということを入れられないか。
- ・権利条約では、「障害のある人もない人も」「地域で生活することを選択できる」といったことがベースとなっている。学びの場の前提として地域というのはある。
- ・直接の教育でなくとも地域で育つということに意味がある。
- ・一方で親御さんの中には特別支援学校に入れたいという人も多くいる。

【意思疎通・情報コミュニケーション分野について】

- ・社会的入院・入所の問題の根本は意志決定支援ができていのかどうかであり、それを一つの項目にできないか。
- ・障害者が決定する主体であるということが認識されていない。長崎県条例の 19 条には「意思表示の受領における差別の禁止」という規定がある。本人の意志を受け止めるということを経験的な規定にできないか。
- ・別府市の条例では自立という言葉があって、生活支援の中で、「市及び事業者は、障害のある人及びその家族の人権に配慮し、障害のある人が地域で自立した生活を営むに当たって必要とする支援及びその情報提供を行うよう努めるものとする」という規定があるので、そういう規定が入ればよ

いと思う。

- ・障害者はスタートラインのところでゴールが決まってしまっているところがある。例えば、障害者の自立＝GHになってしまっている。それがゴールではないという書きぶりしておかないといけない。

【災害分野について】

- ・災害の分野に関しては、防災、避難所、仮設住宅というそれぞれのレベルで差別の禁止と合理的配慮の規定があればよい。あるべき姿を条文の中に示しておく必要がある。

【行政・政治参加分野について】

- ・市町村に対しての位置付けはどうなるのか。市町によってサービスの内容の違いがあるが、その差をなくすことを条例により明確化できないか。
→県の条例で市を縛ることはできない。協力・連携という規定はできる。そこが限度。
- ・直接的な規定でなくとも市町の役割を規定できないか。広域の仕組みも大切だが、市町でも差別の相談の仕組みを作してほしい。
- ・政治参加、投票の配慮は大切なので一つの項目にできないか。特に選挙等における配慮は、基本法や障害者基本計画に項目がある。
- ・投票所の設置や、期日前投票における配慮も必要だと思う。

【複合差別】

- ・障害女性の複合差別の規定を条例で設けているのは、現在は京都府だけだが、条例検討中の東京都では委員の多くが障害女性の差別を盛り込むべきだという意見がでている。また、ここでは各則規定の議論になっているが、障害女性はあらゆる分野に横断的にかかわる話なので、各則ではなく総則的なところで規定することになるのではないか。
- ・障害のある子どもについても課題がある。全体の中で、女性、子ども、高齢との位置づけがいないのではないか。

【事例について】

- ・事例の一つ一つが切実な事例なので研修や啓発の素材にいかしてほしいと思う。
- ・10月に実施したワークショップでも200件以上の事例が集まった声の届かない人の事例も集めないといけない。

滋賀県社会福祉審議会条例検討専門分科会 第2回ワーキンググループ①（差別事例分析等） 次第

日時：平成29年(2017年)10月26日(木)

13:30～15:30

場所：湖東合同庁舎1-B会議室

1. 報告

- ・10/4WG①（差別事例分析等）、10/5WG②（差別の定義）、10/25WG③（上乗せ横出し等）の概要について

1. 議事

- ・主な差別・合理的配慮不提供の事例について
- ・分野別の差別禁止の規定について

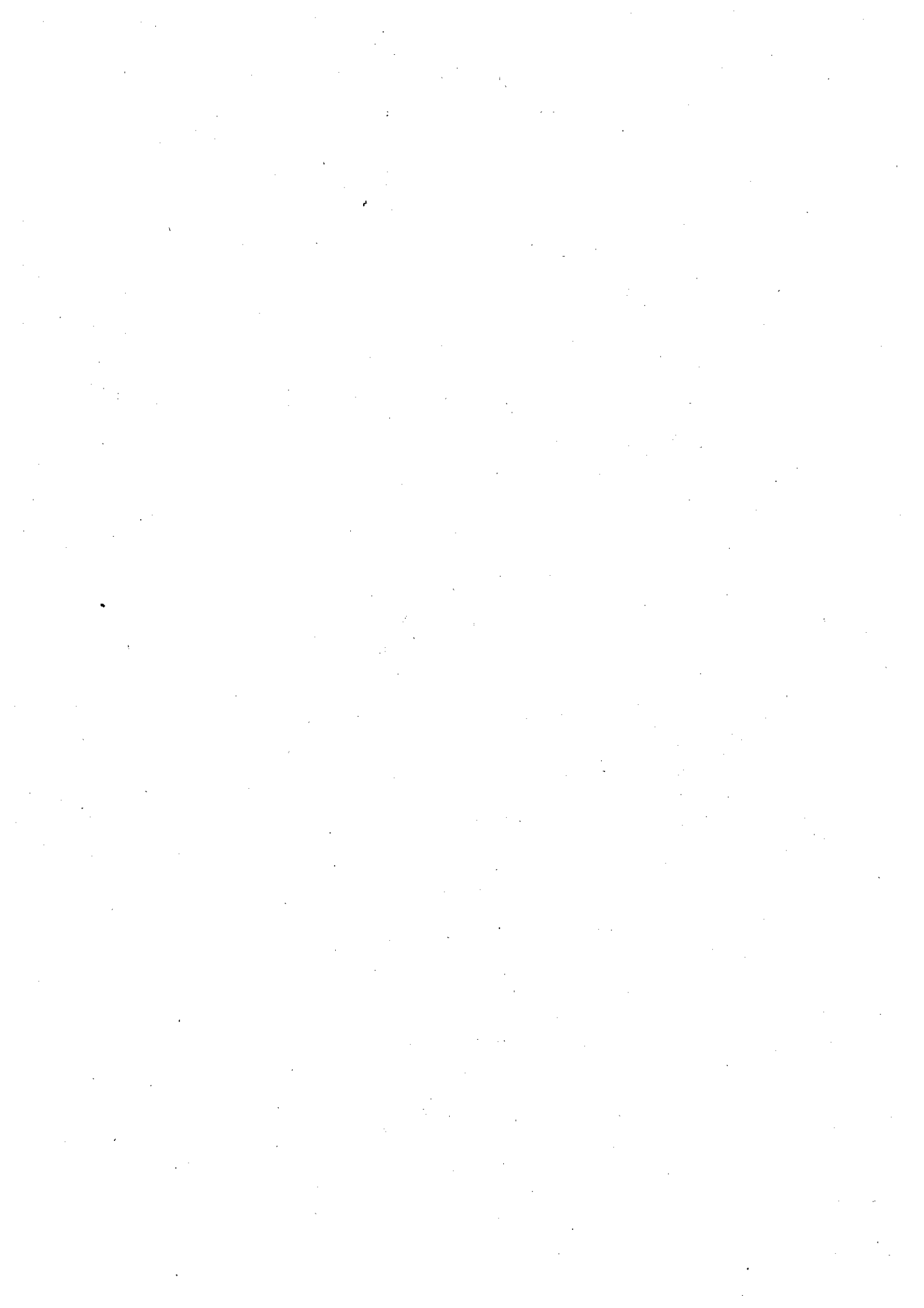
2. 閉会

<配付資料>

- 資料1 主な差別および合理的配慮不提供の事例について
資料2 差別および合理的配慮の提供・不提供事例について（10/4資料）

- 参考資料1 条例検討専門分科会ワーキンググループの設置について
参考資料2 10月4日条例検討ワーキング①（差別事例分析等）資料一式
参考資料3 10月5日条例検討ワーキング②（差別の定義）資料一式
参考資料4 10月25日条例検討ワーキング③（上乗せ・横出し等）資料一式
参考資料5 「差別」の類型

ファイル 法令・他府県条例の条文一式



主な差別および合理的配慮不提供の事例

ポイント

- 1 分野別の分類方法について、分類方法は適当か。他に必要な分野があるか。
- 2 災害・行政・その他（複合差別）は分野別規定に規定するのが適当か、総則、別の章立て等別の規定とすべきか。

1 福祉分野

ア 差別的取扱い

- ・送迎の時に遅れると、理由も聞かず怒られる。（急なトイレにも行けない）
- ・ヘルパーの人がなれなれしい（初対面でも年下でもため口で話す）
- ・何も言っていないのに「利用者は利用者らしくしといたらええんや！」と言われた。
- ・以前はパニックになることがよくあり、作業所から休むように要請されたことがあった。
- ・町はずれの大きな施設に入れられる。
- ・施設に鍵がかけられている。
- ・施設で「一人住まいをしたい」と言ったら放置された。
- ・「トイレに行きたい」と利用者が言った時、「おむつ持ってきたら？」とスタッフが言っているのを見た。
- ・グループホームが新しくできたとき「お前のために作ったんだから入れ」と言われた。

イ 合理的配慮の不提供

- ・居宅の事業所にサービスの提供（夜間）を求めたところ、そんなに遅くまでサービスしてないと言われた。
- ・利用者に何も聞かずにヘルパーの作業を行ってしまった。（当事者抜き）
- ・声かけなしに勝手に車いすを押される。（急発進で危険）
- ・社協体制の都合でホームヘルプを縮小された。利用者（息子）や他の利用者の事を全く考えられていない。
- ・相談員と事業所が勝手に話を進めている。事後報告が多い。福祉用具の業者が利用者の方向を向いていない。相談員があいだに入ると話がスムーズに進まない。
- ・養護学校卒業時、当然町内の作業所に入れるものと思っていたのに排泄が自立していないので、同性介助の男性職員がいないからと入所を拒否された。介護ヘルパーは異性でも介助してるからいいのではといったが、一切聞き入れられず、進路担当、担任、所長、福祉課担当者、両親の話し合いで、やっと入れることになったが、卒業が間近にせまっていたのに行先が決まらず本当に悲しい思いをした。
- ・日中一時支援（PM9時まで）を頼んだが、他の入所者が寝られない等の理由で早く迎えにくるか泊まりにしてほしいと言われた。

- ・ こだわりが強いので大変とよく言われる。また以前からグループホームの入居を希望しているが、こだわりが強いので入居できないと言われた。
- ・ 介護サービスが自分の都合ではなく事業所の都合に合わせなくてはいけない。
- ・ 医療行為の必要な重度の子どもを受けてくれる日中一時の事業所が限られている。
- ・ 障がい福祉サービス事業所にも限りがあり十分な支援を受けることができない。

【参考】障害者権利条約や他府県条例における福祉分野の規定

1 障害者権利条約

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援を含む。）

2 他府県の条例

千葉県

この条例において「差別」とは、次の各号に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をすること及び障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置（以下「合理的な配慮に基づく措置」という。）を行わないことをいう。※過重な負担になる場合においては、この限りでない。

一 福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。

ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

京都府

（不利益取扱いによる障害者の権利利益の侵害の禁止）

第6条 府及び事業者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条第1項又は第8条第1項の不当な差別的取扱いに該当する、次に掲げる取扱いをはじめとする障害を理由とした不利益な取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(1) 障害者に社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）を提供する場合において、当該障害者に対して、その生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(2) 障害者に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、当該障害者に対して、同条第 16 項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、当該障害者の意に反して同条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める施設若しくは同条第 11 項に規定する障害者支援施設に入所させ、又は同条第 15 項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させること。

長崎県

（差別の禁止）

第 9 条 何人も、次条から第 19 条までに定めるもののほか、あらゆる分野において、障害のある人に対して、差別をしてはならない。

（福祉サービスの提供における差別の禁止）

第 10 条 障害福祉サービス、介護保険サービスその他の福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）の提供を行う者は、障害のある人に対して、障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害のある人の意思又はその家族等の意思（障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。）に反して、障害者支援施設その他福祉サービスを行う施設への入所（入居を含む。）又は通所を強制してはならない。

2 福祉サービスの提供を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、福祉サービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

2 医療分野

ア 差別的取扱い

・歯医者で、娘の障害を説明して行ったが、「この子は無理や」と心ない言葉で冷たくあしらわれた。口も開いておらず、何もしていないのに、椅子に座らなただけで拒否された。

- ・風邪なのに大きな病院に診てもらえと言われた。
- ・重心の障害をもった方が、地域の医療機関から「こんな重い子は診れない。」と受診拒否された。(「障害を理由とする診療拒否」複数事例あり)
- ・自分の診断結果なのに、お家の方は？介助の方は？と聞かれる。
- ・聴覚に障害がある方が病院に行かれたら、看護師が付き添いの人にばかり話しかけ患者本人に話そうとしなかった。(「本人ではなく、介助者、親に説明、同席求める」複数事例あり)
- ・障害者というだけで、途中で治療を進める事をやめられた。
- ・成人になるころから発作があり、通院を始めたら、子どもがこだわりからマジックボードの磁石をはずすので、このままでは診察に来てもらうのは困るということと言われ、神経内科から精神科へ変わるか、地域の病院へ変わることを強制された。
- ・精神障害者は離島の病院に入れられる。

イ 合理的配慮の不提供

- ・一ヶ月の入院中親の24時間付き添いを言われた。
- ・精神科病院では病気の説明が一切ない。
- ・手続の際、代筆を認めてもらえない。
- ・障害の特性や言語障害を医師も看護師も理解してくれない。
- ・耳を診察してもらいに行くと椅子に座るとすぐバスタオルで巻き、固定されたので、「怖がるのでやめて下さい。動くなと言えれば理解して動かないでじっとできる子なので」と言うと、医師が「診察できん!!」と言われたので、「では、診てもらわなくてもいいです」と帰って来たが、守山市の耳鼻科まで言った。注射の時も抜歯の時もじっとできていたと伝えたが聞く耳持たず。
- ・脳波をとる時に技師に言葉の理解がないので、そばに付きそいたいと申し出ると断られ、部屋の中から技師の声で怒鳴る声が何回もしていた。
- ・眼科で「(診察室に入りにくくて)ここで大変でしょう」と言われて、診察室ではなく、待合室で診察された。こちらの意向も聞いてほしかった。(「本人の意向確認なく診察場所の決定」複数事例あり)

【参考】障害者権利条約や他府県条例における医療分野の規定

1 障害者権利条約

締約国は、障害者が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。締約国は、障害者が性別に配慮した保健サービス(保健に関連するリハビリテーションを含む。)を利用する機会を有することを確保するための全ての適当な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。

(a) 障害者に対して他の者に提供されるものと同一の範囲、質及び水準の無償の又は

負担しやすい費用の保健及び保健計画（性及び生殖に係る健康並びに住民のための公衆衛生計画の分野のものを含む。）を提供すること。 以下略

2 他府県の条例

千葉県

「差別」とは、不利益取扱いをすることおよび合理的な配慮に基づく措置」を行わないことをいう。※過重な負担になる場合においては、この限りでない。

一 福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

二 医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。

京都府

府及び事業者は、差別解消法の不当な差別的取扱いに該当する、次に掲げる取扱いをはじめとする障害を理由とした不利益な取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(3) 障害者に医療を提供する場合において、当該障害者に対して、次に掲げる取扱いをすること。

ア 当該障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

イ 法令に特別の定めがある場合を除き、その障害を理由として、当該障害者の意に反して長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。

長崎県

何人も、あらゆる分野において、障害のある人に対して、差別をしてはならない。

(医療の提供における差別の禁止)

第 11 条 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害を理由として、法令に別段の定めがある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害のある人の意思又はその家族等の意思（障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。）に反して、医療を受けるよう強制して

はならない。

- 2 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、医療の提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

3 商品の販売またはサービスの提供分野

ア 差別的取扱い

- ・レストランに入ろうとしたら空席があるにもかかわらず、障害者団体と判ると断われた。
- ・車イス、盲導犬利用等による入店拒否（「障害を理由とした入店拒否」複数事例あり）
- ・開店と同時にお店に入店したかったが、障害を理由に後回しにされた。
- ・障害を持つと生命保険に入れない。健常者が後天的に精神障害を患っても保険適用がされない。（「障害のため保険に入れない」複数事例あり）
- ・買い物中や駅を利用する時にヘルパーの人の方に話しかける。（「本人ではなく、介助者、親に話しかける」複数事例あり）
- ・服など試着させようとすると嫌な態度をとられたりする。
- ・散髪屋ですいている所（時間）にこいと言われた。

イ 合理的配慮の不提供

- ・銀行ATM、車いす用がないので個人では使えない。行員に頼まなければならない為、個人情報を守れない。
- ・店等で好きな席を選べない。
- ・京都水族館に作業所の旅行で訪れた際、バスの乗降を施設近くでと交渉したが認めてもらえず、雨の中、距離のある道を歩かされた。
- ・保険の受取の際に、「本人が住所・氏名を書かないとダメ」と言われたため、手続きに1時間以上かかった。（「代筆を認めない」複数事例あり）
- ・スーパーやコンビニの棚が車イスの方の目先からすると高い。

【参考】障害者権利条約や他府県条例におけるサービス分野の規定

1 障害者権利条約

締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する

機会を有することを確保するための適切な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

- (a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）
- (b) 情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）

2 他府県の条例

千葉県

「差別」とは、不利益取扱いをすることおよび合理的な配慮に基づく措置」を行わないことをいう。※過重な負担になる場合においては、この限りでない。

三 商品又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

京都府

府及び事業者は、差別解消法の不当な差別的取扱いに該当する、次に掲げる取扱いをはじめとする障害を理由とした不利益な取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(4) 障害者に商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、当該障害者に対して、その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

長崎県

何人も、あらゆる分野において、障害のある人に対して、差別をしてはならない。

(商品及びサービスの提供における差別の禁止)

第 12 条 商品及びサービス（第 10 条の福祉サービスを除く。以下同じ。）の提供を行う者は、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、商品及びサービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

4 労働・雇用分野

ア 差別的取扱い

- ・企業開拓では10社に1社は雇ってみようと言われる。でも雇用機会は身体障害者か知的障害者。
- ・一般就労をするにも募集を出している企業が少ない（「働く場所が少ない」複数事例あり）
- ・正社員で働きたいが、障害者雇用での求人はパートやアルバイトが多い。時給も安い。
- ・10年以上ほとんど欠勤もなく、仕事の不都合なく勤務しているが最低賃金のまま。（「低い査定、賃金」複数事例あり）
- ・車イスであるということを理由に面接を断られる。
- ・〇〇市の身体障害者の募集案内に活字対応のできる人、口頭で面接のできる人とあるのは、視覚と聴覚障害者の受験すらできなくしている。
- ・ハローワークに無理だからもう来なくてよいと言われた。（「ハローワークの対応」複数事例あり）
- ・障害者雇用と言われ、隔離した場所で仕事をさせられる。（「離れた場所で仕事」複数事例あり）
- ・障害者手帳を持っていないことを理由に就職を断られる。

イ 合理的配慮の不提供

- ・聴覚障害である事に理解を示さず、筆談の説明を訴えても言語でしか説明してくれなかった。
- ・聴覚障害。簡単な身ぶりでもわかるのに、勤務先では手話通訳でなく筆談。職場でのコミュニケーションの配慮が必要。
- ・車椅子利用。勤務先にエレベーターがなく、2階に行く時はかついでもらっている。仕事場の環境等バリアフリー化を図ることが大切。（「ハード面の整備」複数事例あり）
- ・能力があっても、コミュニケーションの問題で採用されない。
- ・高校卒業後、内定している就労先で必要な資格を取得するための研修に申し込んだ。その際、手話通訳の配置を希望したが、予算が足りないことを理由に断られた。

【参考】障害者権利条約や他府県条例における労働・雇用分野の規定

1 障害者権利条約

締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を包容し、及び障害者にとって利用しやすい労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。締約国は、特に次のことのための

適当な措置（立法によるものを含む。）をとることにより、労働についての障害者（雇用の過程で障害を有することとなった者を含む。）の権利が実現されることを保障し、及び促進する。

(a)あらゆる形態の雇用に係る全ての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。）に関し、障害に基づく差別を禁止すること。 以下略

千葉県

「差別」とは、不利益取扱いをすることおよび合理的な配慮に基づく措置」を行わないことをいう。※過重な負担になる場合においては、この限りでない。

四 労働者を雇用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをすること。

ハ 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること。

京都府

第7条 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。

2 事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

長崎県

（労働及び雇用における差別の禁止）

第13条 事業主は、障害のある人に対して、当該障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、労働者の募集若しくは採用に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

2 事業主は、障害のある人に対して、当該障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、次に掲げる事項について不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

- (1) 賃金
- (2) 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇
- (3) 昇進、配置転換、退職及び復職
- (4) 訓練及び研修
- (5) 福利厚生
- (6) その他の労働条件

3 事業主は、障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害を理由として、当該障害のある人を解雇してはならない。

5 教育分野

ア 差別的取扱い

- ・就学前、地域の小学校へ見学に行った時、校長から「自分の事が自分でできない人は来てもらっては困る」と言われた。エレベーターがついたが、本校生徒・保護者が利用するものと言われた。
- ・保育園で園長先生に養護学校へ行くよう言われた。理由は地元小学校に行くと言ったと皆に迷惑になる、嫌がる保護者がいると言われた。（「地域の学校の入学拒否」複数事例あり）
- ・学校の署名活動で体温調整が難しい子のためにクーラーの設置を要望。そんなこと我慢できないのか、設置されれば税金が使われると言われた。
- ・学校の都合で早く迎えに行ったり、休みにされた。養護学校を再々勧められる。一人のために手間がかかると言われた。先生同士の会話で名前を言わず「あれ」等と言われ物扱いされた気がした。
- ・勉強は必要ないと言われて、リハビリばかりされた。
- ・養護学校で勉強を教えてもらえなかった。（「勉強を教えてもらえない」複数事例あり）
- ・大学で推薦入試を受けようと思ったら、「あなたの学校は養護学校なので受けられません」と言われ、別の学校で入試を受けることに。
 - ・障害のあるなしでクラスを分けられる。
 - ・平均点下がるのでテスト受けるなど言われた。

イ 合理的配慮の不提供

- ・視覚障害があるため、養護学校へ入学できず盲学校へ入った。遠方のため5年間の訪問教育と、電車、バス、タクシーでの通学で、出席日数が足りずに正式の卒業証書がもらえなかった。
- ・学校にはエレベーターがないので車いすの人が来校すると、上にあがりにくい。スロープもはしっこに1つあるだけで不便。

- ・模試を受ける時、会場である学校が入りにくかった。(「ハード面の整備」複数事例あり)
- ・地域の小学校に入学しようと思っていたら、お母さんが毎日ついてくるのが条件だった。
- ・高校の修学旅行は、親がついてくるのが条件。親の旅行費は自己負担だった。(「親の付添いを求める」複数事例あり)
- ・違うレベルの障害の生徒が集まったクラスだったが、各生徒の障害の種類や理解度に合
わして指示をしないといけないのに全員同じし方で指示され、理解できず言われたこと
をできなかった。
- ・大学で試験時間の延長を申し出たら「延長したらみんなと不平等だから、とりあえずみ
んなと同じ時間で受けてみて」と言われた。
- ・人や場所や内容など見通しが持てないと不安なので、わかっていることは教えてほしい
と頼んだが、都度変更が多いのでだめと言われた。(視覚)

【参考】障害者権利条約や他府県条例における教育分野の規定

1 障害者権利条約

締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

次のこと略

- (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。 以下略

千葉県

「差別」とは、不利益取扱いをすることおよび合理的な配慮に基づく措置」を行わないことをいう。※過重な負担になる場合においては、この限りでない。

五 教育を行い、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。

ロ 本人若しくはその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校（同法第一条に規定する学校をいう。）を決定すること。

京都府

府及び事業者は、差別解消法の不当な差別的取扱いに該当する、次に掲げる取扱いをはじめとする障害を理由とした不利益な取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(5) 障害者に教育を行う場合において、当該障害者に対して、次に掲げる取扱いをすること。

ア 当該障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じないこと。

イ 当該障害者及びその保護者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者をいう。以下同じ。）への意見聴取及び必要な説明を行わないで、又はこれらの者の意見を十分に尊重せずに、当該障害者が就学すべき学校（同法第 1 条に規定する小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。）を決定すること。

長崎県

（教育における差別の禁止）

第 14 条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、就学に関して、法令等の趣旨に反し、障害を理由として、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 障害のある人及びその保護者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者又は就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）に対して必要な情報提供を行わないこと。

(2) 障害のある人及びその保護者の意見を尊重せず、障害のある人及びその保護者との間で学校教育の場において必要な支援等について合意形成を図ろうとしないこと。

2 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、学校教育の場において、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、障害のある人に対して、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

6 建物・公共交通分野

① 建物、その他の施設

ア 差別的取扱い

- ・あるドームでのコンサートの時にスタンド席を 50 数段上がったところが車椅子席で、見えないと言うと消防法で決まっていると言われたことがある。
- ・余暇の過ごし方の相談をよく聞くが、場所を提供してもらえない。週一でも集える場所を。

- ・ コンサートでS席を買っているのに、障害者席を案内された。
- ・ 車いすの方の入浴は出来ない旨は理解していた（温泉施設）が、施設内にある食堂において食事することまで断られた。
- ・ ある施設では盲導犬利用者は体験も食事もできないと言われた。理由は、従業員が動物の毛にアレルギーがあるとのことであった。

イ 合理的配慮の不提供

- ・ 障害者用トイレに、まだまだ、おむつ交換用ベッドが設置されていない公共施設や商業施設が多く、外出の際に不便を感じる。
- ・ 車椅子利用で外出すると身障用トイレが見つからず、やむを得ずオムツの中に排泄した。（「トイレの整備」複数事例あり）
- ・ 野球場の車椅子席は多くは10席程。もっとたくさんあるといい。
- ・ スロープがあっても使いにくい。スロープの設置を求めても断られた。
- ・ ハード面のバリアフリーは整ってきているが、ソフト面、人の意識はどうか。障害者マークのついた駐車場に普通の車が止まっていることがよくある。（複数事例あり）
- ・ 講演に講師として呼ばれたが、講演先の会場までが階段だった。
- ・ お店が狭くて買い物できない。
- ・ 映画館で見たい場所を選べない。（「場所が限定」複数事例あり）
- ・ 階段見にくい（色）。視覚障害の方への配慮。

② 公共交通機関

ア 差別的取扱い

- ・ 鉄道を利用しようとしたら、駅のホームでなく待合所で待つように駅員に指示された。
- ・ 電車に乗る時に、手伝いが無い時に、駅員さんに「早く帰ってきてほしい」と言われた。なぜかという、駅員さんがいなくなるから
- ・ 駅におりた瞬間、駅員さんに「今日は何時に帰ってきますか？」とよく言われる。
- ・ タクシーの予約をしようとしても2・3日前に言ってくれと言われた。
- ・ 療育手帳を見せてお金を払おうとしたときため息や舌打ちされました。
- ・ バスの停留所で降りるのを拒否された。「坂が急なので前の停留所で降りてください」と言われた。
- ・ 駅員さんが、当事者に話さず、介助者と話しをしようとする。

イ 合理的配慮の不提供

- ・ 子供が車椅子生活。駅員に前の方に行くよう言われたことがある。駅によってエレベーターの場所が違ったり、順番待ちで余分な時間がかかる。
- ・ 10分以上前に駅に行っているのに待っていてほしいと言われ、電車に乗れなかったこと

がある。「乗る場所の決定」、「乗る時間がかかる」など電車における事例複数あり。）

- ・バスのリフト車が故障しており、修理もされていないため車椅子利用者が乗車できない。
- ・ノンステップバスではなかったが、他社では乗せてもらえたので、乗ろうとしたら次のノンステップだからそれに乗ってくれと言われた。
- ・飛行機の時間変更の案内を空港で声だけで行っていた。聴覚障害の人への配慮に欠ける
- ・点字ブロックに物を置くなどの事例が見られる。
- ・駅のホームのエレベーターの設置場所がまちまちで、車イス等での移動に時間を要する。
- ・大学の通学にスクールバスが出ているが、私は乗ることができないため、運賃が高い鉄道で通っている。
- ・内部障害の方、電車に乗るのがつらいが、周りの人が席をゆずってくれない。

【参考】障害者権利条約や他府県条例における建物・公共交通分野の規定

1 障害者権利条約

締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。 略

締約国は、障害者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

千葉県

「差別」とは、不利益取扱いをすることおよび合理的な配慮に基づく措置」を行わないことをいう。※過重な負担になる場合においては、この限りでない。

六 障害のある人が建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

京都府

府及び事業者は、差別解消法の不当な差別的取扱いに該当する、次に掲げる取扱いを

はじめとする障害を理由とした不利益な取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(6) 多数の者が利用する建物その他の施設又は公共交通機関を障害者の利用に供する場合において、当該障害者に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、当該障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

長崎県

(建築物の利用における差別の禁止)

第 15 条 多数の者の利用に供される建築物の所有者、管理者又は占有者は、障害のある人に対して、当該建築物の構造上やむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該建築物の利用に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(交通機関の利用における差別の禁止)

第 16 条 公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 4 号に規定する公共交通事業者等をいう。）は、障害のある人に対して、その管理する旅客施設及び車両等の構造上やむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該旅客施設及び車両等の利用に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

7 住宅分野

ア 差別的取扱い

- ・作業所、グループホームをつくりたいが、空き家はたくさんあるのに地域の反対で立ち上がらない。
- ・グループホームの隣人が若い娘がいるので心配でと引っ越したと聞いた。
- ・グループホームを借りることに「何かあったらどう責任をとってくれるのか」と反対される。
- ・グループホームは、きれいに使ってもらえないのではないかと貸してもらえる物件があまりない。また、反対まではいかないが、地域に理解をしてもらうのに時間がかかる。（「施設建設反対」複数事例あり）
- ・一人暮らしできる方はいるが、大家さんや賃貸会社の抵抗がある。明確な理由はなく、「何かあるのではないかと疑われてしまう。

- ・アパートなどを借りようとしても障害があると相手にされない。
- ・住居を借りるときに介助者の氏名と責任者の住まいを聞かれる。
- ・「あなたは自治会に入らなくていいです」と回覧板さえ回ってこない。

イ 合理的配慮の不提供

- ・県内に施設がなく自宅でごせなければ県外に出ざるを得ない。行く場所の保障がされていない。
- ・バリアフリーの住宅が少ない。
- ・賃貸住宅に手すりやスロープをつけさせてくれない。

【参考】障害者権利条約や他府県条例における住宅分野の規定

1 障害者権利条約

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

- (a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。

千葉県

「差別」とは、不利益取扱いをすることおよび合理的な配慮に基づく措置を行わないことをいう。※過重な負担になる場合においては、この限りでない。

- 七 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

京都府

府及び事業者は、差別解消法の不当な差別的取扱いに該当する、次に掲げる取扱いをはじめとする障害を理由とした不利益な取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- (7) 不動産の取引を行う場合において、障害者又は障害者と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

長崎県

(不動産取引における差別の禁止)

第 17 条 不動産の売買、交換又は賃貸借その他の不動産取引（以下「不動産取引」という。）を行おうとする者は、障害のある人に対して、法令に別段の定めがある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、不動産取引契約の締結に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

8 情報・コミュニケーション分野

ア 差別的取扱い

- ・講演会に参加したが、手話通訳が配置されず内容がわからなかった。
- ・講演会に参加したが、資料に点字がなく内容がわからなかった。
- ・携帯電話料金についての問い合わせをするため、市役所の通訳者を通しての手続きをしようとしたが、本人確認ができないとのことで電話での問合せに応じてもらえず、店舗への来店を求められた。

イ 合理的配慮の不提供

- ・本人の理解できる力に合わせた情報伝達がなされていない。
- ・音声読み上げ機能のある書物、点字の書物が少ない。
- ・講演会で要約筆記、手話通訳がない。
- ・防災無線が音声しかない。

【参考】障害者権利条約や他府県条例における情報コミュニケーション分野の規定

1 障害者権利条約

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適切な措置をとる。 以下略

千葉県

「差別」とは、不利益取扱いをすることおよび合理的な配慮に基づく措置」を行わないことをいう。※過重な負担になる場合においては、この限りでない。

八 情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 障害を理由として、障害のある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

京都府

府及び事業者は、差別解消法の不当な差別的取扱いに該当する、次に掲げる取扱いをはじめとする障害を理由とした不利益な取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(8) 障害者に情報を提供し、又は障害者から情報の提供を受ける場合において、当該障害者に対して、次に掲げる取扱いをすること。

ア 当該障害者から情報の提供を求められた場合において、当該障害者に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

イ 当該障害者が意思を表示する場合において、当該障害者に対して、当該障害者が選択した意思表示の方法によっては当該障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

長崎県

(情報の提供等における差別の禁止)

第 18 条 多数の者に対して情報の提供又は発信を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人が受けることができる手段による情報の提供又は発信を行うことに著しい支障がある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該情報の提供又は発信に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(意思表示の受領における差別の禁止)

第 19 条 障害のある人が用いることができる手段による意思表示ではその意思を確認することに著しい支障がある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該意思表示を受けることに関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

9 災害分野

合理的配慮の不提供

- ・ 肢体不自由。台風の時、情報が少なく状況がわからない。避難しようとしても一人ではできない。
- ・ 大きな災害が発生しても指定された避難場所には避難できない。
- ・ 台風の時の対応から考えると大災害の時、行政が対応できるのかという課題がある。
- ・ 台風で避難所に行かれた方で避難所に居られなかった。
- ・ 大雨特別警報。九州から帰って京都駅、米原駅、近江鉄道が全部ストップ。電光文字機があるけれど、文字がなく大変不便だった。
- ・ 聴覚障害であり、緊急速報の情報がテレビでしか入らない。
- ・ 災害情報の発信が、要援護者には届かないこともある。
- ・ 避難指示が出ても大きな集団に入れず、睡眠不足によるパニックが起きるので、指定された避難場所に入れないし、移動も車以外では無理。自宅に居るしかない。
- ・ 避難指示が出ても初めての場所、見慣れない人達が大勢いる所には入ることができず、入れたとしても段ボールの仕切りでは不安があってパニックになり、夜はもちろん昼間も過すことはできない。他の人に迷惑かける。

【参考】

鳥取県

(災害発生時の対応)

第 21 条 市町村は、災害が発生した場合において、障がい者に避難を始める判断の参考となる情報、避難所に関する情報その他の災害から身を守るために必要な情報（以下「災害関連情報」という。）を伝えるときは、次に掲げるとおり行うよう努めるものとする。 以下各号略

2 前項に定めるもののほか、市町村は、災害が発生した場合における障がい者の安全の確保に当たっては、次に掲げるとおり行うよう努めるものとする。

(1) 自力での避難が困難な障がい者が、安全に避難できるようにすること。以下各号略

(避難所での生活)

第 22 条 市町村は、避難所における障がい者への対応に当たっては、個々の避難所において利用できる設備等の状況に応じて、次に掲げるとおり行うよう努めるものとする。

(1) 視覚障がい者に対しては、点字、拡大文字、音声その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供するとともに、避難所内での移動に不自由が生じないよう配慮すること。 以下各号略

2 市町村は、避難所において障がい者が安全かつ円滑に施設内を移動し、及び施設を利

用することができるよう、必要に応じて関係機関と連携を図り、施設の充実に努めるものとする。

3 第1項に定めるもののほか、市町村は、障がい者が自ら避難所において必要な情報を取得することが可能となるよう障がい者情報アクセシビリティの保障に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、市町村は、避難所において障がい者が安全かつ安心な生活を営むことができるよう、障がい者支援団体、避難所の運営を支援する社会福祉法人その他の関係者と連携し、障がいの特性に応じた必要な配慮に努めるものとする。

(被災後の支援)

第23条 市町村は、被災した障がい者の生活の安定を図るため、障がい者支援団体その他の関係者と連携して、障がい者の心のケア、生活に係る相談その他の必要な支援に努めるものとする。

10 行政・政治参加分野

① 行政

ア 差別的取扱い

- ・会議において視覚障害者の出席に当たり、支援者の同席を求めた。

イ 合理的配慮の不提供

- ・母には視覚障害があるが、市からの申請書類など分りにくいことがあった。
- ・行政担当者の異動により対応が変わる。モノ相手ではなく人間を対象にしているので、専門的な人は変わらないでほしい。また、きちんと引継ぎをして欲しい。
- ・ご本人でも応募できると条件にあげられる書類が、万人の障害のある方に通用する内容ではなく、ご本人が理解できず難を示されることがあった。
- ・様々な手続のとき、手が震えて捺印できないのに「自分で押せ」と言われる。押せないと言っても「決まりですから」といい、障害者が失敗してもやり直しをさせる。
- ・わざわざ窓口に行っても、関連する手続を教えてくれない。
- ・印鑑登録の際、自筆署名を求められひらがなで名前だけは書ける様に家で教えて、長い間がかかって窓口でやっと書け、可哀想だった。今なら全然書く意味がわからないので、自筆は無理だと思う。
- ・マル福や障害者手帳等について保護者として全く知識がなく、入院費やその他の諸費用は全額支払っていました。このような施策があるのならもっと早く教えてほしかったです。

②政治参加

合理的配慮の不提供

- ・本人が選挙に参加したいと言い、投票会場で支援をお願いしたが無視された。
- ・選挙に連れて行ってできなかった時（できない）と言われた。後で手続きをしなくてはダメだった。
- ・最重度の知的障害の子供に選挙といわれても判断能力もなく、子供に代わって親が子供の分までともいかず、毎回棄権しているがこれでいいのかと迷う。
- ・演説会に手話通訳が配置されていなかった。

【参考】障害者権利条約や他府県条例における行政、政治参加分野の規定

1 障害者権利条約

締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障するものとし、次のことを約束する。

- (a) 特に次のことを行うことにより、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保すること。
- (i) 投票の手續、設備及び資料が適当な及び利用しやすいものであり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること。 以下略

京都府

（府の責務）

第3条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、共生社会を推進するための施策（以下「共生社会推進施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 府は、共生社会推進施策の策定及び実施に当たっては、府民、事業者及び市町村等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 府及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自らの設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

（不利益取扱いによる障害者の権利利益の侵害の禁止）

第6条 府及び事業者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条第1項又は第8条第1項の不当な差別的取扱いに該当する、次に掲げる取扱いをはじめとする障害を理由とした不利益な取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。 以下略

11 その他

① ハラスメント

障害を理由としたハラスメントの事例

- ・娘が小学生の時に担任が口で言ってもわからないと顔面を叩くのを目の当たりにした。
- ・同地域に住む障害児を持つ親から「育て方が悪いからそんな子になるのだ」と批判される。
- ・生まれてダウン症とわかった時に、叔父が結婚適齢期の息子がまだ結婚しておらずとても嫌がっていると間接的に聞いた。
- ・兄弟で障害があり、保育園は同じだったが、小学校は特別支援学校と支援学級となり、下の子供さんの友達から「上の子が支援学級にいないのは、頭が悪いからや」といわれた事例があった。
- ・町内行事とかにも「身体的に無理だろう」と誘われもしない。
- ・結婚する時に「何ができる人や？」「カッコ悪い」「親戚には言わない」と言われた。
- ・「外に出るな」「子どもを作るな」
- ・妹の結婚式の時、相手方の母親から障害のある兄の出席を拒否された。
- ・近所の人から「君は障がい者か？（知恵遅れか？）」と決めつけられて言われた。
- ・軽度の知的障がいの方が「療育手帳持っているのはアホや」と精神障がいの方に言われて辛い思いをされた。

② 障害のある女性

差別的取扱い

- ・手が不自由。保育所では健常な子と一緒にいるのがいやで行きたくなかった。ある銀行に就職したとき先輩からよく子育てしているなと言われ、お客からも変な目で見られた。安らぐのは家庭と思っているが、夫や母からもこんな手だとされる。差別は家庭から生まれている。
- ・子どもが産めないと決めつけられ、結婚を反対された。
- ・遊び相手にしかされなかった。
- ・そもそも家事のできない障害者女性は、結婚の対象外にされる。
- ・ヘルパーさんの男女比率の問題。同性介助が難しく結果サービスが受けられない。
- ・更衣室で女性と男性と一緒に着替えさせられた。

【参考】障害者権利条約や他府県条例におけるハラスメント、障害女性分野の規定

1 障害者権利条約

- 1 締約国は、障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識するものとし、この点に関し、障害のある女子が全ての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有する

ことを確保するための措置をとる。

2 締約国は、女子に対してこの条約に定める人権及び基本的自由を行使し、及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発、向上及び自律的な力の育成を確保するための全ての適当な措置をとる。

2 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見

障害に関連して行われるハラスメント

障害に関連して行われるいじめや嫌がらせ等のハラスメントは、障害女性等へのセクシャルハラスメントを含め、障害者の尊厳と誇りを奪い、著しく人格を損なう行為である。このため、国は、学校、職場、施設、地域社会における障害に関連して行われるハラスメントを防止するため、本法に基づく差別防止に関する施策に関し、障害に関連して行われるハラスメントに対して適切に対処する措置をとるとともに、本法の運用に当たっては、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号、平成 24 年 10 月 1 日施行）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）とも連携した取組を行うことが求められる。

京都府

（基本理念）

第 2 条 共生社会（全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をいう。以下同じ。）の推進は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

(4) 全て障害者は、障害のある女性が障害及び性別による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合等、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。

